

## 受動喫煙対策の取組み状況について

## 神戸市保健福祉局保健所調整課

## 1. 神戸市の今年度の取組みについて

## ① 改正県条例の周知・啓発

## (ア) 市民への周知

世界禁煙デー街頭キャンペーン（5月31日）、神戸市広報紙、こうべ福祉・健康フェア、各区保健センター、市ホームページ等での周知啓発  
（使用した啓発物：ポケットティッシュ、チラシ、ポスター）

## (イ) 令和元年7月施行施設への周知 会合での説明やチラシ配布等

施設種類	周知先	時期
学校	市立幼保小中高・特別支援学校 私立保育園・幼稚園連盟	7～9月
医療機関	神戸市医師会、民間病院協会など	7月中旬
児童福祉施設	児童養護施設連盟など	7～9月
介護老人 保健施設	市内介護老人保健施設、社会福祉協議会など	7月中旬

## (ウ) 令和2年4月施行施設への周知

施設種類	周知先・方法	時期
飲食店	既存営業店舗（約14,000店舗）へ、チラシ・喫煙環境標識ステッカー等を郵送	11月中旬 一斉郵送
	新規店舗へ、衛生監視事務所にてチラシ等配布、食品衛生責任者養成講習会での説明	月1回
宿泊施設 理容・美容業	新規店舗へ、衛生監視事務所窓口においての チラシ等配布、環境衛生協会理事会での説明	10月～
コンビニ	大手チェーン本部（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン）を訪問	10月上旬
公園	所管部局を通じて周知	11月
民間企業	神戸商工会議所へチラシ送付	7月中旬

## ② 通報・相談への対応

## (ア) 保健所に相談窓口設置（令和元年7月以降）

通報に関しては、施設管理者へ電話・現地確認等による指導を実施

➤ 7～11月の問合せ件数：計578件（※）

➤ 問合せの多い施設：飲食店、コンビニ、駅、たばこ販売店

※ 計578件のうち、11月中旬に市内飲食店約14,000店舗へ個別周知したことによる問合せ339件（11月13日～11月29日の受付件数）

## (イ) 神戸の玄関口であるJR三ノ宮駅北側の喫煙所について、県とともに設置者であるJR西日本へ撤去・移設など受動喫煙対策を申し入れ

- ③ ラグビーワールドカップ開催への対応【9～10月】
  - (ア) スタジアム敷地内の喫煙所(3箇所)における受動喫煙対策
  - (イ) スタジアム・三宮駅周辺のコンビニエンスストアやたばこ販売店等(11箇所)へ、灰皿撤去を申し入れ(11箇所中3箇所撤去)
- ④ 禁煙推進の取組み
  - 市国保加入者等を対象とした、セット健診会場におけるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)ハイリスク者への禁煙サポート事業を実施(4～10月:呼吸機能検査765人実施、うち喫煙者への禁煙指導398人実施)

## 2. 神戸市における今後の取組み方針

がん等の疾病予防をより一層推進するため、令和2年4月の法令全面施行に向けて市民等の受動喫煙対策を強化するとともに、喫煙者への禁煙支援も並行して推進する

- ① 受動喫煙対策の実効性確保
  - (ア) 市民や施設管理者への周知啓発の徹底
  - (イ) 建物出入口付近の屋外など、県条例に上乗せされた規制に対する継続的な指導
  - (ウ) 関係機関・部局との連携や相談・指導体制の強化
- ② 受動喫煙対策と並行した禁煙の推進
  - 健診受診者を対象とした禁煙サポート事業の拡大(1. ④の事業拡大)
  - (実施会場数を2箇所→50箇所へ拡大予定)

## <参考>

### 1. 改正健康増進法の概要

- ① 改正の趣旨
  - (ア) 「望まない受動喫煙」をなくす
  - (イ) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
  - (ウ) 施設の類型・場所ごとに対策を実施
- ② 対象施設および施行スケジュール
  - (ア) 第1種施設：学校・病院・児童福祉施設等、行政機関  
敷地内禁煙（屋外喫煙場所を設置可）令和元年7月施行
  - (イ) 第1種施設以外の施設等  
原則屋内禁煙（喫煙専用室を設置可）令和2年4月施行  
既存特定飲食提供施設（中小企業・個人店舗かつ客席面積100㎡以下）  
は喫煙選択可

### 2. 改正県条例の概要（兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」）

- ① 改正のポイント
  - (ア) たばこの煙からとりわけ保護する者として、20歳未満の者だけでなく、  
胎児保護の観点から妊婦も対象とする
  - (イ) 規制区域として、公共施設の他、居宅等の私的空間も加える
  - (ウ) 加熱式たばこについて、引き続き紙巻きたばこと同じ取り扱いとする
- ② 対象施設および施行スケジュール  
改正健康増進法と同様に、令和元年7月、令和2年4月の2段階で施行
- ③ 20歳未満と妊婦の受動喫煙防止対策（罰則なし）令和元年7月施行
  - (ア) 20歳未満等のいる住宅の居室、自動車内での喫煙禁止
  - (イ) 通学時間帯の通学路、および祭礼・縁日等の屋外の場所で20歳未満等  
のいる場所の周囲での喫煙禁止
  - (ウ) 20歳未満等の喫煙区域への立ち入り禁止
  - (エ) 妊婦の喫煙禁止

### 3. 義務違反への対応

- ① 主な違反内容
  - (ア) 喫煙者 : 喫煙禁止場所での喫煙禁止
  - (イ) 施設管理者 : 喫煙室設置時の標識掲示、喫煙禁止場所への喫煙器具  
等の設置禁止など
- ② 改正健康増進法に基づく対応プロセス
  - (ア) 都道府県等に住民からの通報・相談窓口を設置
  - (イ) 違反発覚時に都道府県知事等が指導、勧告、公表・命令  
改善が見られない場合に罰則を適用（過料）※都道府県知事等が地方裁判所へ通知